令和６年３月26日

各務原市総合事業指定事業者　　各位

いつもお世話になっております。各務原市役所 介護保険課の森と申します。
標記の件につきまして、介護保険最新情報Ｖｏｌ.１２１５において示されているとおり、介護予防・日常生活支援総合事業に関して、令和６年４月・５月に「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」（以下、「介護職員処遇改善加算等」とする。）を算定する事業所、及び令和６年６月以降に「介護職員等処遇改善加算」を算定する事業所におかれましては、ご案内が大変遅くなり申し訳ございませんが、計画書や体制届等の提出について、別紙のとおりとさせていただきますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

●提出期限
（１）介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和６年度）
　　⇒　令和６年４月１５日（月）（当日消印有効）
（２）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙１－１）」及び
　「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－２または別紙１－２－２）」
　①　令和６年４月・５月算定分
　　⇒　令和６年４月１５日（月）（当日消印有効）
　②　令和６年６月以降算定分
　　⇒　令和６年５月１５日（水）（当日消印有効）
ただし、令和６年４月・５月算定分と同じタイミングでの届出も可能。その場合は、令和６年４月・５月算定分と様式を別にすること。
詳細につきましては、別添「通知文書」をご確認ください。ご不明な点等ございましたらご連絡いただけますと幸いです。
以上、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

各務原市　健康福祉部
介護保険課　施設指導係　　森　優華
TEL：058-383-2067（直通）
FAX：058-383-6365

mail：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp
■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■